

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

平成18年1月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：

| No. | 号機等 | 不適合件名 | 備考 |
|-----|-----|--|--------------------|
| 1 | 6号機 | 原子炉建屋地下2階高電導度サンピット(B)の水位が上昇した際、サンポンプ自動起動不良による溢水が認められたため、ポンプ自動起動用レベル検出器を交換及び対応を検討 | 1月19日公表済(PDF175kB) |

その他：

| No. | 号機等 | 不適合件名 | 備考 |
|-----|-----|--|----|
| 1 | 1号機 | 活性炭ホールドアップ装置冷却水サージタンクの凍結防止ヒータ温度制御器において、制御不良が認められたため、当該制御器を点検・修理 | |
| 2 | 1号機 | 原子炉格納容器内温度記録計(TR-1627)において、印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理 | |
| 3 | 1号機 | 原子炉格納容器内温度記録計(TR-1627)確認時、欠測が認められたため、関係者へ周知及び注意を喚起 | |
| 4 | 2号機 | 原子炉補機冷却水系熱交換器(B)の海水側水張り時、ベント弁(2台)にシートリーク(鉛筆芯1本程度)が認められたため、当該弁を点検・修理 | |
| 5 | 2号機 | 所内ボイラ(B)の蒸気ヘッダ入口弁(5210B)及び蒸気入口逆止弁(Z23B)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | |
| 6 | 2号機 | 屋外サブドレンポンプ(NO. 21)において、電動機回路に絶縁抵抗不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理 | |
| 7 | 3号機 | 燃料プール冷却浄化系ろ過器保持ポンプ(B)点検時、軸受間隙測定値に許容値超えが認められたため、当該部を修理 | |
| 8 | 3号機 | 所内用空気系圧縮機点検時、高圧側ピストンのシールリングに欠損及びシリンドライナーに摺動傷が認められたため、当該部を点検・修理 | |

その他:

| No. | 号機等 | 不適合件名 | 備考 |
|-----|--------|--|----|
| 9 | 5号機 | 換気空調系計算機室冷凍機(ACC5-9-10)点検時、圧縮機の吐出圧力指示計に指示不良(指針固着)が認められたため、当該指示計を点検・校正 | |
| 10 | 5号機 | 常用換気空調系冷却装置冷水ポンプ(A)の吸込圧力計(PI-76-3803)において、指示不良(ハンチング)が認められたため、当該圧力計を点検・校正 | |
| 11 | 5号機 | 廃棄物処理系廃液濃縮器(A・B)において、ベント弁(764A・B)付近保温材の剥れが認められたため、保温材を修理 | |
| 12 | 5号機 | 非常用ディーゼル発電機(5B)エンジンシリンダ注油配管において、サポート留具の一部に外れが認められたため、当該部を修理 | |
| 13 | 6号機 | 不活性ガス系隔離弁(AO-26-2-26B-7)点検時、駆動部ベント孔より微量のエアリークが認められたため、当該部を修理 | |
| 14 | 6号機 | 不活性ガス系原子炉格納容器隔離弁(AC-2-26B-1・2・5・8)の弁間漏えい試験時、圧力調整弁隔離弁(AC-2-26B-2)にシートリークが認められたため、当該弁を分解点検 | |
| 15 | 6号機 | 残留熱除去海水ポンプ(A)(C)点検時、軸受間隙測定値に許容値超えが認められたため、当該部を修理 | |
| 16 | 6号機 | 可燃性ガス濃度制御系弁(T49-FF011-006)浸透探傷検査時、弁座シート面に指示模様が認められたため、当該弁を点検・修理 | |
| 17 | 6号機 | メタクラ6C母線停止操作時、安全処置の不足による通常換気系のトリップ事象が発生したため、通常換気系を復旧及び対応検討 | |
| 18 | 集中環境施設 | 高温焼却設備点検時、グラニュータ頭部スクレーパガイド部に破損が認められたため、当該部を交換 | |
| 19 | 集中環境施設 | 雑固体焼却設備1次セラミックフィルタ(A・B・C・D)逆洗空気入口弁点検時、グランドプッシュ部及び軸受部に変形・剥離等が認められたため、当該部を修理 | |
| 20 | 集中環境施設 | 雑固体焼却設備燃料空気他調節弁(計6台)点検時、弁座ゴムシート部に亀裂及び変形等が認められたため、当該部を修理 | |
| 21 | 集中環境施設 | 所内空気圧縮機(B)の試運転時、ギヤポンプボディ油圧検出孔のひび割れ部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | |
| 22 | 集中環境施設 | 高温焼却炉前処理設備ドラム払出し扉(A)の開閉作動空気用電磁弁より異音が認められたため、電磁弁を点検・修理 | |
| 23 | その他 | 水処理設備排水処理装置排水中和ポンプ(A)において、メカニカルシール部より水漏れ(鉛筆大程度)が認められたため、当該部を修理 | |
| 24 | その他 | 海生物処理設備排水受槽の曝気用配管の一部に外れが認められたため、当該部を修理 | |
| 25 | その他 | 海生物処理設備排水処理装置放水配管にピンホール(計2箇所)が認められたため、当該部を点検・修理 | |
| 26 | その他 | 海生物処理設備排水処理装置污泥返送ポンプ(A)において、グランド部に締め代の減少が認められたため、グランドパッキンを交換 | |
| 27 | その他 | 使用済燃料輸送用キャスクを保管設備へ移動する際、搬送台車の走行不良が認められたため、搬送台車を点検・修理 | |

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで